

【実務経験（見込）・在籍証明書記入要領】

（証明書発行時点で受験に必要な実務経験期間がある者は実務経験証明書として提出し、証明書発行後から試験日前日までの間に受験に必要な実務経験期間を得る者は実務経験見込証明書として提出すること。（実務経験要件の期間は、試験日前日までの期間を算入できます。）

- 1 右上の「年月日」欄は、法人又は事業所が証明した年月日を必ず記入すること。
- 2 「法人名」欄は必ず記入し、事業所として証明する場合は「事業所名」も記入すること。
- 3 「法人又は事業所所在地」欄は、証明する法人又は事業所どちらかの所在地を正確に記入すること。
- 4 「法人代表者又は事業所長」欄は、役職名及び氏名を記入し、使用する印は代表者等の印とすること。個人印の場合は実印を使用すること。
※証明内容を訂正した場合は、上記で使用した印を押印すること。（修正液等による訂正不可）
- 5 「証明書作成者」欄は、実際に記入する者の所属・役職等及び氏名を記入すること。
- 6 証明書の発行日において、実務経験を「有する」又は「有する見込みである」のいずれか該当する方を☑すること。
- 7 「氏名」欄は、証明を受けようとする者の氏名及び生年月日を記入すること。
※婚姻等により、現在の氏名と異なる場合は勤務当時の氏名を記載すること。
- 8 「事業所名」欄は、勤務している（していた）事業所名を正確に記入すること。
- 9 「資格番号」欄は、P16 の別紙2で該当する番号を記入すること。ただし、施設・事業所で判別できない場合は、受験者が記入の上、法人又は事業所の証明を受けること。
- 10 「法定資格又は職種」欄は、P16 の別紙2で該当する実務経験要件の法定資格又は職種を記載すること。
- 11 「直接対人援助業務従事期間」欄は、証明を受けようとする者が受験資格要件に該当する業務として要介護者等に対する直接的な援助を行っていた期間のうち、本来業務として従事した期間を記入すること。
※育児休業や病気休業等による休職期間は従事期間から除外すること。
※育児休業や病気休業等の一時休職の期間は、従事期間に含まれないため、前後の従事期間は、それぞれ欄を分けて記入すること。
- 12 「業務従事日数」欄は、従事期間内において実際に業務に従事した実日数を記入のこと。（休日、休暇、休職、研修等で当該業務に従事しなかった日は除くこと。）
※1日の勤務時間が短い場合でも1日勤務したものとみなすこと。
- 13 「計」欄に、証明する法人又は事業所における全ての従事期間及び日数を合計したものを記入すること。そのうち、見込みの期間及び日数がある場合は、括弧内に記入すること。
- 14 書類提出後、軽微な間違い（従事期間の計算ミス、従事日数の計算ミス等）について、電話等での訂正を希望する場合は、代表者による捺印の押印を行うこと。

【その他注意事項】

- 1 受験申込書の「実務経験年数等」欄に記入した全ての期間について、証明書が必要。
※平成30年度以降に愛媛県での受験歴がある場合は、現在勤務している事業所の証明書のみの添付のこと。
- 2 複数の法人又は事業所の実務経験を通算する必要がある場合、それぞれの法人又は事業所ごとに証明書が必要。
※勤務先等の変更により複数の法人又は事業所の証明書が必要な場合は、様式をコピーして使用すること。その場合、すべてに代表者等の証明が必要。
※同一法人又は事業所の場合は1枚の証明書にまとめて記入しても差し支えないものとする。ただし、実務経験内容が4つ以上あり証明書2枚以上となる場合は、すべてに代表者等の証明が必要。
- 3 証明者と本人が同一の場合には、本人が発行した証明書に併せて、開業許可書、認可書、届出書、業務委託契約書等の客観的に証明できる書類の写しを添付すること。ただし、社会福祉士、介護福祉士のようにその業務を行うにあたり許可、認可、届出制がなく、これらの証明書類を提出できない場合には、定期的（月次、年次）報告書や業務日誌も証明書類として取り扱うことができる。
※薬局開設許可証のように、一定期間おきに許可証が更新されるため、当初の開設年月日が確認できず実務経験（見込）証明書に記載された業務期間を十分証明できない場合は、内容に相違ない旨を第三者（薬剤師会等）から証明してもらう必要がある。具体的には、実務経験（見込）証明書の下余白に「記載に相違ありません。」との記述と薬剤師会会長（又は支部長）の氏名及び押印があるものを提出すること。
- 4 施設、事業所等の廃業及び統廃合等により、実務経験の証明ができない場合については、原則として、実務経験期間として算定できない。ただし、給与明細書、雇用契約書等により、実務経験の有無が確認できる場合があるので、別途相談すること。
- 5 ボランティア等の公的サービス以外のサービスを行う団体において介護等の業務を行っている者については、証明書に併せて、当該団体概要及び市区町村ボランティアセンター等に登録されている団体についてはその旨を確認できる書類を添付すること。
- 6 実務経験見込証明書を提出して受験した者は、令和6年10月18日（金）「消印有効」までに実務経験証明書を提出することとし、提出がない場合、受験は無効となるので注意すること。